すさみ町議会だより

第156号
2022. 5. 1

（旧大己小学校）

もくじ

3月定例会 ································ 2P～5P
一般質問 ································ 6P～12P
編集後記 ································ 12P

発行・和歌山県すさみ町議会　編集・議会広報編集委員会
〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見　TEL0739(55)4808　FAX0739(55)2566

令和4年 第2回 3月定例会

会期　令和4年3月9日～3月22日（14日間）

令和4年第2回すさみ町議会定例会に提出された案件は、報告案件1件、人事案件11件、条例制定案件2件、条例改正案件8件、令和3年度補正予算案件2件、令和4年度当初予算案件8件、すべて原案のとおり可決しました。

なお、一般質問は、8名が登壇し、町長の考えをただしました。

また、去る1月12日第1回臨時会、3月29日には第3回臨時会において、令和3年度一般会計補正予算（第8号）、すさみ町総合運動公園の指定管理について、原案のとおり可決しました。

専決処分の報告

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度すさみ町国保すさみ病院事業会計補正予算（第3号）について）

（内容）

財政局との起債借り入れ協議の際、利率見直し方式で借り入れる場合において、但し書きの文言の追加が必要であるとの指摘がありましたので但し書きを追加するもの。

人事案件

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

（内容）

現人権擁護委員であります松下明氏の任期が、本年12月31日で満了となることに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。

すさみ町農業委員会委員の選任の同意を求めることについて

（内容）

現農業委員会委員の任期が本年5月25日で満了となることから、新委員10名について議会の同意を求めるもの。

条例制定

すさみ町犯罪被害者等支援条例の制定について

（内容）

犯罪被害者等に対する支援として、見舞金の支給や町営住宅への入居優遇措置等を実施する内容の条例を制定するもの。

すさみ町総合運動公園振興基金条例について

（内容）

すさみ町総合運動公園の管理運営については、指定管理を予定していますが、その際に指定管理者から徴収する施設使用料を積み立てるための基金を設置するため、当該条例を制定するもの。

条例改正

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

（内容）

国家公務員の非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和が令和4年4月1日から実施されることから、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（内容）

健康保険法等の改正により、国民健康保険税のうち未就学児の均等割額が今までの半額となることから、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

（内容）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、液化石油ガスの管理等の認定に係る申請に対する審査手数料を変更するため、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町保育所条例の一部を改正する条例について

（内容）

令和4年3月をもって江住保育所が廃園となることから、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町都市公園条例の一部を改正する条例について

（内容）

すさみ町総合運動公園内の施設使用料について、新たに「町民」と「町民以外」に区分し料金を設定するため、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町消防団条例の一部

を改正する条例について

（内容）

国からの通知により団員の報酬を36，000円から36，500円に改め、また、新たに消防団員の休団制度を設けるため、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

（内容）

消防団員等公務災害補償等責任共済法の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利の担保とする特例を削除するため、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

（内容）

消防団員の退職報奨金の算定に関し、団員であった期間には休団の期間を除く旨を規定するため、当該条例の一部改正を行うもの。

令和3年度補正予算

令和3年度すさみ町一般会計補正予算（第9号）

（内容）

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ71，636千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億3，249千円とするもの。

令和3年度すさみ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

（内容）

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ399千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億77，269千円とするもの。

令和4年度当初予算

令和4年度すさみ町一般会計予算について

令和4年度すさみ町国民健康保険事業特別会計予算について

令和4年度すさみ町国保すさみ病院事業会計予算について

令和4年度すさみ町水道事業会計予算について

令和4年度すさみ町簡易水道事業特別会計予算について

令和4年度すさみ町介護保険特別会計予算について

令和4年度すさみ町後期高齢者医療特別会計予算について

令和4年度すさみ町土地取得特別会計予算について

議員発議

すさみ町ごみ捨て及びごみの散乱防止に関する条例の制定について

（内容）

ごみ捨て及びごみの散乱防止の措置を講ずることにより、町内の環境美化の促進を図り町民の快適な生活環境を確保することを目的とし、議員発議で条例を制定するもの。

本会議を傍聴してみませんか!!

定例会は毎年、3月・6月・9月・12月に開かれます。

議会開会日は、開会日前日の夕方に町内放送を行っております。

すさみ町ごみ捨て及びごみの散乱防止に関する条例

令和４年３月２５日　　条例　第１１号

（目的）
第１条　この条例は、ごみ捨て及びごみの散乱防止の措置を講ずることにより、町内の環境美化の促進を図り、もって町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）ごみ　空き缶、空き瓶、ペットボトル、廃プラスチック類、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、ペットのフン等のごみをいう。
（２）ごみ捨て　ごみを回収容器等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
（３）不法投棄　家電や家財用品などを不法に投棄する行為をいう。
（４）町民等　町民及び本町域内に滞在し、又は通過する者をいう。
（５）事業者　町内において事業活動を行うすべての者をいう。
（６）所有者等　町内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
（７）回収容器　ごみを回収するための容器又はごみ箱をいう。

（町の責務）
第３条　町は第１条の目的を達成するため、ごみ捨て及びごみの散乱の防止に必要な施策（以下「環境美化施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

（町民等の責務）
第４条　町民等は、屋外において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は回収容器に処分する等町内の環境美化に努めるとともに、町が実施する環境美化施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）
第５条　事業者は、自らの事業活動によって生じるごみ捨て及びごみの散乱を防止するため、消費者の意識啓発及びごみの再生利用の促進等に努めるほか、町が実施する環境美化施策に協力しなければならない。

（所有者等の責務）
第６条　所有者等は、ごみ捨て及びごみの散乱並びに不法投棄を防止するため、所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の適正な管理等に努めるとともに、町が実施する環境美化施策に協力しなければならない。

（ごみ捨ての禁止）
第７条　何人も、道路、公園、広場、河川、水路その他の公共の場所、並びに所有者等が所有し、占有し、又は管理する土地及び建物にみだりにごみを捨ててはならない。

（調査及び指導）
第８条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該必要な場所に町長が指定する職員を立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。
２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（勧告）
第９条　町長は、第４条から第７条までの規定に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
２　前項の規定による勧告を受けた者は、必要な措置を講じるとともにその措置した内容について、速やかに町長に報告しなければならない。

（命令）
第１０条　町長は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう命じることができる。

（関係機関との協力）
第１１条　町長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときのほか、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係機関と協力し対応するものとする。

（運用上の注意）
第１２条　この条例の運用に当たっては、町民等をはじめ、事業者及び所有者等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

（委任）
第１３条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

【原案可決】

ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議

(要旨)
　去る２月２４日ロシア軍はウクライナへの軍事侵略を行った。
　このことは明らかにロシアによるウクライナへの重大な主権侵害であり、国連憲章に違反し、国際社会の平和と秩序、安全を著しく脅かす行為で断じて容認することはできない。
　すさみ町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議し、即時に完全かつ無条件でのロシア軍の撤退を強く求める。
　また、政府においては、邦人の安全確保はもとより、国際社会との連携のもと事態の解決に向け万全を尽されるよう強く要請する。
　以上、決議する。

　令和４年３月２２日

すさみ町議会

【原案可決】

国立病院の機能強化を求める意見書

(要旨抜粋)
　戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大によって、感染対策のみならず日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。
　国民の命が救えないなどという状況は、あってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。国立病院を機能強化し、憲法２５条に保障された国民の生存権及び、国の社会的使命を果たすよう、以下の事項を強く要望します。

記

1．コロナ等の感染症や、発生が想定されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害から、国民の命を守るため国立病院機能を強化すること。
2．国立病院の機能強化を図るため、医師・看護師をはじめ必要な職員を増員すること。
3．国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

　令和４年３月２２日

和歌山県　すさみ町議会議長　岡本 克敏

提出先
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

町政のここがききたい！

一般質問

掲載した内容は、議員が質問と答弁をまとめたものです。

すさみ南インターについて

岸　正嗣

問　すさみ串本道路も２０２５年春の開通を目指して国交省が整備を進めていますが、先日、県がすさみ南インターから串本方面に流入できるようにすると発表しました。当初の計画では田辺方面への入り口と田辺方面からの出口だけのハーフインターでしたが東南海地震等の災害時の機能強化などを考えると、田辺方面・串本方面どちらにも出入りできるフルインターが必要であるが地形的に非常に難しいという事でした。しかしなんとかならないかという事で、すさみ町も以前から地元選出の国会議員や国交省へ要望を続けており昨年は私たち議員も町長と一緒に東京へ出向き、関係各省に必要性を訴え要望した経緯があります。こういった努力の積み重ねにより、なんとか串本方面への流入が実現しました。しかし串本方面からの降り口がありません。地形的に降り口を造るスペースがない事はよくわかっているのですが、災害により国道が分断された時に物資輸送、災害救助をするうえで串本方面からの降り口が必ず必要になってくると思っています。いろいろな可能性を模索して引き続き、関係各省に要望を続けていただきたいと思いますが町長の考えは。

答弁　**町長**　フルインターへの要望活動は平成28年８月来より関係省庁等にしてきたところであり、なんとか串本方面への新設オンランプの整備が決定しました。国交省からは当初より周辺の地形等を考慮するとフルインター化は技術的に難しいと説明を受けていますが、今後、巨大地震及び津波の発生等、有事の際には必ず必要になる串本方面からの降り口の整備について、引き続き和歌山県や関係団体と連携し、粘り強く要望を重ねて参りたいと考えています。

問　フルインター化は災害時の機能強化はもちろんですが、串本方面から帰る観光客が途中で降りられないと道の駅やエビとカニの水族館、その他諸々の施設の今後の存亡にもかかわってくるんじゃないかと思いますし、近隣の地元住民の利便性の為にもなんとかならないのかという思いでいます。

答弁　**町長**　町としましてもフルインターということを取り下げておりませんし、ずっと要望しているところであります。

問　非常に難しい問題だと思うのですが、すさみ

町の将来の為に、まだまだ諦めることなくぎりぎりまで関係各省と協議しながら可能性を模索して進めていただきたいと思います。

交通状況の変化と道路整備について

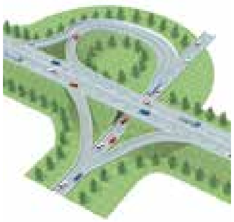

濵中　誠也

問　オリムピック和歌山からサニーヒルズ立野までの、立野西部地区農道2号線の車の交通量が増加している。この幅員の狭い農道を車が往来している現状をどのようにお考えか。また対策は考えているのか。

答弁　町長　高速道路のインターチェンジや公共施設の高台移転、子育て世帯向け賃貸住宅の建設等により交通量がかなり増加しているとの認識を持ってますが、道路標識により農道ではなく県道すさみ古座線を通行するよう促しており、令和6年度中の完成を目指し現在歩道の設置工事を進めています。

問　県道よりもこの農道を通行することで近道となる方々の通行が増えている。また農道と知らずに一般道との認識で通行する人も多いように思う。この農道の拡幅や町道への昇格等の考えは。

答弁　町長　この農道だけを広げても問題の解決にはならず、拡幅の考えはありません。一番最後の出口まで拡幅する計画と一緒にすべきとの認識であり、現状のまま県道へ誘導する方法を考えてみたい。

問　県道への誘導に看板設置等積極的な取り組みと努力をしていただきたい。農道については、農道だという認識をして頂く必要もあり、スピードの出し過ぎや飛び出し注意、農業従事者や歩行者等への配慮等、車で通行する人への立て看板設置など注意喚起が必要では。

答弁　町長　検討しすぐにできることはすぐやりたいと思います。

問　この農道は児童、生徒の通学路でもある。子育て世帯住宅と宅地分譲で計40世帯100人余りが立野地区に住まわれる可能性があり、今後すさみ病院の移転建設も予定している。施設が動けば人の流れが変わります。人の流れが変わればアクセス道の整備は必須です。今後、児童生徒の通学や町民の病院への通院等で徒歩や自転車、バイクやシニアカーでのこの農道の通行が増えると予想出来ますが安全対策は。

答弁　教育長　立野西部地区農道1号線の安全対策を取った上で通学路に指定してそこを通るよう協議をしてみたい。

問　その農道に落下防止の柵や街灯を設置すれば歩行者等への安全対策が図れるのでは。

答弁　町長　1本に絞ってくれたら安全対策もしやすいんですが、自転車と歩行者が通るには最適ではないかなと思います。なるべく道が狭くならないように水路のカテに柵をつけたら幅員2．5メーター取れるし、水路の掃除の時の為に取り外しも可能にする必要がある。街灯もつけるしカーブミラーも何カ所か必要かなという思いはありますが、教育委員会の返事を待って実行させていただきます。

立野西部地区農道２号線

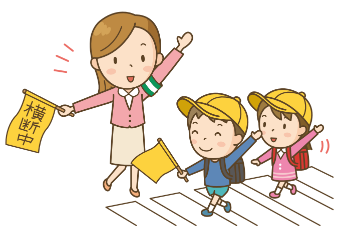

新すさみ病院について

間所　正好

問　町長の施政方針、すさみ町にふさわしい健全な運営ができる病院経営の改善策とは。

答弁　**町長**　経営改善の取組として、稼働する病床において安定的な運営が可能である等の理由から、移転後の病床数を25床、病床機能を回復期とする。計画的に取り組むものとして医療費用の主な支出を占める給与費及び材料費、経費の節減を図る。

問　医業収益の減少と国からの地方交付金の減少が続き、それに伴い一般財源からの負担金がますます増額する繰り入れ計画である。公営企業繰り出し金の基準に基づき一般会計からの繰り入れが可能であるが、際限なく繰り出すことができるものではないと考えるが。

答弁　**病院事務長**　病院建設を行うことにより起債償還、減価償却費経費が増すことにより2億4千万円から3億円と一般会計からの繰入金が多くなってきます。徐々に減少する人口と医療業務量の推計により、将来的には病院から有床診療所への転換等、規模縮小を検討せざるを得ないと思料しますが、現段階では地域住民の医療確保のための病院としての機能を維持してまいりたいと考えています。

病院イメージ図

ふるさと納税の取り組みについて

問　平成20年から始まり、当初、寄付件数10件、寄付額290万円がここ数年では、寄付額が28倍と増加している・寄付金実績及び増加要因・寄付者希望使途別と寄付件数・今後の取り組みは。

答弁　**町長**　令和3年度2月末、7，152件、8，195万円で増加要因は、インターネットによるサイトを拡充したこと、県下共通の返礼品として特産品を増やしたことが大きな要因と分析している。令和2年度までの受け入れ実績、福祉の向上642件、豊かな自然環境780件、歴史的史跡119件、町づくり486件、指定しない381件、合計2，408件。寄付をいただく過程で必ずインターネットでふるさと納税を通じてすさみ町のPR推進、町内の返礼品取り扱い事業者への支援や新規事業の掘り起こし、インターネットやSNSの活動に取り組み受け入れを拡充する。

問　自然災害から復興を目指す自治体や地域の人たちを応援したいと「地域貢献」「応援消費」を意識して寄付をしてくれる人が増えてきている、町出身で町外に住んでいる多くの方へ通知対応を願いたい。

答弁　**町長**　ふるさと納税の始まりは出身の町を応援するということから始まった。出身者と一緒になって、このすさみ町を維持していくことは大変有意義なことであり積極的に取組みたい。

施政方針について

吉田　靖広

問　施政方針で当町の基幹産業である農林水産業は、観光産業の資源として新たな利用の道が開かれ、雇用の創出や、観光客などの関係人口の増加が見込まれ、すさみ町の主要産業に成長できることが期待されるとの事だが、農業の新たな観光産業としての利活用をどのようにお考えか。

答弁　**町長**　新型コロナウイルスの影響により、観光に対するニーズは多様化しており豊かな自然や農業と触れ合い、精神的な豊かさや安らぎを求める価値観が増加している。

農業を用いた観光コンテンツは農業体験や農家民泊、教育旅行があり、田植え、稲刈り、観光協会ではサイクリングで農家訪問し、レタス等の葉物野菜の収穫から食事までを楽しみ、地域を散策するツアーを開催している。

将来を見越して遊休農地を有効に活用し、今後ともこうした既存の基幹産業を観光に結び付け、新たな産業に発展させていけるよう取り組みたい。

過疎化が進む中、持続可能な町政運営を目指し農業のみならず産業全般において通信インフラを整備し、どこでもワーケーション、どこでもアクティビティな街作りを目指したい。

地域ケアについて

問　高齢者や、要介護者が増加する一方で、要介護者を支える介護職は、大いに人手が不足しており、既存の介護保険サービスだけでは、高齢者、要介護者を支えられない現状があります。また核家族が主流となり、家族に支えてもらえない単身高齢者が増加しています。こうした、現状を受けて厚生労働省は、従来、国主体であった介護サービスを、国家的なサービスだけでなく、地域の力も存分に使った高齢者を支える仕組み、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

すさみ病院は、この地域包括ケアシステムにどの様に関わっているのか。

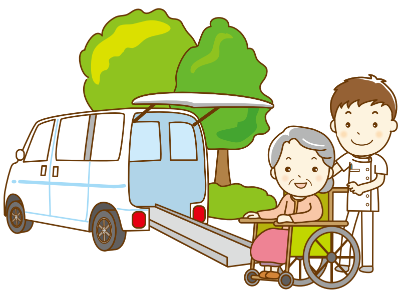

答弁　**町長**　入院されている患者の病状や状態により、入院時から入院前の自宅などの住み慣れた生活に戻れるように、患者本人や家族と相談の上、ご希望に添えるように、かかりつけ医や地域包括支援センター、社会福祉協議会、各介護福祉施設等と協議し、退院調整を行っています。自宅に帰っての生活が困難な場合には患者の状態により要介護度の変更申請を行うとともに入所できる介護福祉施設や他の病院を探し、介護が必要であるが自宅に帰っての生活が可能である患者につきましては、医師が指示書を作成し訪問看護サービスの提供を行い、状態によっては医師による訪問診療も行っています。

防災対策について

堀谷　伸二

問　南海トラフ地震による津波被害予想を受け、浸水想定区域内にある公共施設の移転や住まわれる方々の安全対策として避難ビルや避難タワーの建設、避難路の整備等、町政の最重点施策として取り組んでいる事に対して安心を感じているところです。住民にとって近くに避難できる安全な場所や建屋があることが、安心して生活を送れる基本になる。順次整備を進めるとあるが優先順位とかはあるのか。

答弁　**町長**　町の指定する避難所の多くは地区集会所ですが、総じて老朽化しており気象状況等によっては別の避難所に移動しなければならないこ

ともあります。今後も各地区から避難所整備の要望があった場合には近隣地区を含めたエリアにおける想定される津波・洪水・土砂災害の危険度、避難者数等、地域の方々と相談の上、整備計画案を立案してまいりたい。

問 下地二区は避難困難地域に指定をされている。駅前のタワーに逃げるのが最も近いとの事ですが、地震で避難経路が家屋等の倒壊で逃げられない、時間がかかると、そういう場合、かろうじて助かる可能性がある場所も作る必要があるのではないか。

答弁 **町長** 下地区については、本当に深刻な状況であると思います。ただ、各地区ごとに避難施設を作ることは難しい。

問 旧診療所の屋上や旧交番の屋上が一縷の望みとして駆け上がれるならば上がりたいという心理も当然あると思うがいかがか。

答弁 **町長** 旧診療所は、基礎杭が入ってないので避難場所には不適切であるという調査結果だったと思います。あの敷地内で基礎杭を打って補強工事ができるのかどうか、個人の建物であるので、どこまでお借りできるのか、専門的な避難ビルではないので十分な対応ができるのかなど、色んな問題があると思いますが、一つでも避難場所が多いほどいいので、再度調査をして利用できるか検討したいと思います。

脱炭素社会に向けての取り組みについて

問 2050年、ゼロカーボン社会実現に向けて、すさみ町としての取り組みは。

答弁 **町長** 12月定例会で同様の質問を頂き、担当部署に周辺市町村の動向を初め、脱炭素社会実現に係る事業等について調査をするように指示をしています。手近なところでは公用車買い替えの際のEV・PHEV化や二酸化炭素吸収量の増加を図るための町有山等の整備など、各所管課の垣根を超えた協議を行い、目標設定や計画策定を行うなど、今後も前向きに検討を進めてまいりたいと考えています。

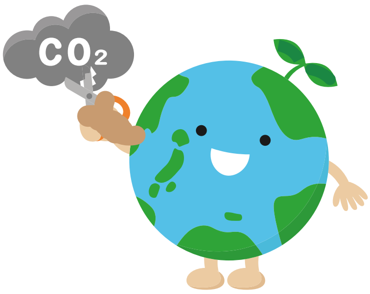

空家・空き施設について

中嶋　淳

問 すさみ町の現人口は、3，707人です。年間105人のペースで減少しております。人口問題研究所が発表したすさみ町の人口は、2030年に2，729人、2045年には1，689人まで減少すると推定されています。人口減少に伴い、さらに空家の増加が進むと思われます。現在、すさみ町の空家は504軒あります。その中で利活用できる空家は少なく、移住者の受け入れ体制もできていないのが現状であります。町長の施政方針にもありましたが、古くからすさみ町を支えてきた基幹産業である農林水産業の衰退による人口減少が要因だと思われます。昨年頃から町内に移住される方も以前より多くなり、若い方で起業された方々も何人かおられます。そこで、空家・空き施設を町として今後、どのような利活用を考えているかをお聞きします。

答弁 **町長** 今後の町人口の減少に伴い、管理が困難となった空家の増加が懸念されているところであります。このような状況を鑑み、従来から和歌山県が行っている県外からの移住者に対しての空家の改修費等を補助する支援施策と併せて、県内からの転入者及び町民においても利用が可能である町独自の支援施策と併せて、県内からの転入者及び町民においても利用が可能である町独自の支援施策、すさみ町定住支援事業補助金を令和3年10月から施行し、空家の利活用に関する支援制度の拡充

を図り、すさみ町への移住定住人口の確保と、放置住宅に至らない状態の物件の利用促進に努めている所であります。空き施設についてですが、現在、江住保育所と琴の滝荘が町所有の空き施設となっております。江住保育所に隣接している江住小学校を災害時の避難所として指定しているため、江住保育所については現在、避難スペースと防災用品の保管場所として活用しております。琴の滝荘については、令和3年9月30日に、「いこいの村わかやま」との指定管理協定を取り消してから以降、多様な事業者を当施設への内覧へ案内しております。今後も引き続き、空家・空き施設について、議員の皆様をはじめ民間事業者等、多方面からのご意見を頂きながら、有効かつ効果的な利活用について検討して参りたいと考えています。

すさみ病院について

竹本　直美

問　新病院への移転までの工程及び、病院の機能など内容は。

答弁　**町長**　5月中旬ごろまでには入札及び契約を考えています。工事期間は15ヶ月間を見込み、令和5年8月中旬を目標に建設を進めたい。また現在使用している医療機器等の移動や運送などを行い、順調に進めば10月中旬に開業できるよう準備を進めたいと考えています。

機能では、内科、外科、リハビリテーション科を予定し、1病棟25床の入院機能の病院として運営していく予定です。また訪問看護ステーションを病院内に併設し、医療サービスの提供に取り組みます。検査、手術等は、現在の診療機能を維持し、医療の提供を行います。

問　通院手段は、新病院移転に伴いどのように構築されるのか。

答弁　**町長**　新病院建物横にバス停を設置し、玄関入り口まで屋根つきの通路を設置する予定です。通院される方等のためにも、令和5年中には新しい交通体系での運行を開始する必要があり、早急に構築について協議を進めます。

防災対策について

問　特に支援が必要とされる方の避難方法、避難行動支援者制度の状況は。

答弁　**町長**　住民の避難行動を定めたすさみ町津波避難計画と津波からの防護、円滑な避難の確保、防災施設の整備に関する方針等を定めた南海トラフ地震防災対策推進計画を策定しています。

災害発生時に特に支援を必要とする避難行動要支援者の名簿については災害対策基本法により作成が義務づけられています。本町の名簿に登録されている方は、支援できる人と同居していない75歳以上の方や、一定の障害がある方等であって、災害時における支援関係者に情報を提供することを同意された方です。要支援者の安全な避難に関する課題解決に地道に取り組みたいと考えます。

問　各地の整備や訓練の状況は。

答弁　**町長**　避難路は、地元の要望を受けて町が整備をしてきています。資機材は自主防災活動補助金を活用して、車イス、リヤカー、担架などを整備している地区があります。避難時の支援や物品を整備する方針を定めている地区もあります。

訓練は例年秋に町内沿岸地区で一斉に実施していますが、昨年は新型コロナの影響で見送りました。学校での訓練は行われています。今後は避難行動要支援者の避難を想定した訓練も考えております。

問　民家や地区の避難場所に迫る山の木の伐採について、土砂災害を防ぐために各所から要望があるが。

答弁　**町長**　津波避難路等の多くが山すそにあることから、各地区では所有者の了解を得て補助金を活用して維持管理が行われています。

町指定管理について

浦　愛一郎

問　指定管理者制度は、施設の管理権限を委任する制度です。すさみ町総合運動公園については、令和4年4月からは業者管理委託から指定管理に切り替えるため、現在、管理者を募集している段階であると思います。この募集要綱の中に施設維持管理等は無料とあり、町からの負担はゼロということであるが、令和3年度では、業務管理委託費を含め700~800万円が町から支出されています。私は、すさみ町総合運動公園はすさみ町の社会教育施設と位置付けている。上富田町では令和4年度予算で、上富田スポーツセンターの指定管理者に3，100万円もの管理委託費を支払うこととしています。その中には、光熱水費、し尿汲み取り料、廃棄処分手数料、芝生管理委託費も含まれています。私が考えるすさみ町総合運動公園は、社会教育の一端を担っていることとすれば、700~800万円をゼロにするのではなく、上富田町同様ある程度の管理委託費を支払うのが社会教育施設の一部としての位置づけとして妥当だと思いますが、町長の考えは。

答弁　町長　前回の指定管理者の募集要件と同様、今回も利用料等は指定管理者の収入とし、町からの指定管理料は支払わず、すさみ町総合運動公園を維持管理することを条件に業者を募集しているところである。

問　すさみ町総合運動公園は町の社会教育施設であり、町が管理部分を負担するのは当然であると考えている。毎年、協議をしながら状況に応じて管理費を減らしていくような方法はできないのか。

総合運動公園

答弁　町長　そこだけ個別にというか、いくら社会教育施設であっても収益を上げても構わないということを許可して貸すので、管理費は自分でするのが道理かなという思いです。

問　町がすさみ町総合運動公園をイベント等で使用した場合には色んな管理という部分で管理費が発生するのでは。社会教育施設なので、ある程度の管理費は計上して頂き、収益によって減らしていくのが町民の方々にも理由付けが付くと思うが。

答弁　町長　社会教育施設やから町がという事ではなしに何か他の方法で行政がサポートできることを考えてみたらいいと思います。

問　町の管理が指定管理者に移るんであれば、芝生の管理費は最初は計上して欲しい。

答弁　町長　社会教育施設だが、そこだけというのは中々難しい。

編集後記

青空に新緑が映え、鯉のぼりが力強く泳ぐ季節を迎えました。

新年度がスタートし早や1ヶ月が経ち、新しい環境にも慣れてきた頃ではないでしょうか。

さて、3月議会も無事終了しました。本年度の一般会計当初予算、特別会計や企業会計など様々な予算を可決し、これから町の発展に、そして住みよい町づくりに向け執行されていきます。一般質問では、全議員が登壇し町長はじめ執行部と活発な議論を展開しました。

また、すさみ町議会では議員発議による政策的な条例としては初めてとなる、「すさみ町ごみ捨て及びごみの散乱防止に関する条例」を多数の議員が協力し合い作成し、全員一致で可決され制定することが出来ました。

現議員の任期も残り1年を切りましたが、任期満了までしっかりと務めて参ります。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

（広報編集委員長）

すさみ町議会だより
昭和五十六年九月二十日創刊
令和四年五月一日発行（年四回発行）

電　話 0739（55）4808
FAX 0739（55）2566